

地域公共交通（生活バス交通）活性化に関する提言

中核市は、その多くが所属する都市圏における広域交通の結節点として、また、とりわけ生活バス交通などの地域公共交通に関しては、圏域の要としてその役割を担っているところである。

しかしながら、生活バス交通を取り巻く状況は、自動車利用中心のライフスタイルの定着に伴い、慢性的な交通渋滞等がバスの定時性・走行性などの利用環境を悪化させ、バス離れによる利用者の大幅な減少を招き、不採算路線が増加している。この結果として、バス事業者の経営が悪化し、バス路線の休廃止や運賃の値上げを招き、自動車利用中心のライフスタイルがさらに加速するといった悪循環に陥っている。

このような中で、少子・高齢化や市町村合併の進展に伴い、過疎化が著しい周辺地域においては、バス利用者が減少の一途をたどる一方、生活バス交通の維持・確保の重要性が増している。このため、生活バス交通に対する取組は、高齢者など移動に制約のある市民の移動手段の確保に加え、交通渋滞、交通事故の多発、環境の悪化、中心市街地の衰退などの都市問題の緩和・解消にも有効であると考えられることから、いかにして生活バス交通の維持・確保を図るかが、中核市における共通した大きな課題となっている。

国においては、2007年（平成19年）10月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を施行し、地域公共交通の活性化に向けた取組を行っているところであるが、中核市における生活バス交通の維持・確保のため、下記事項の実施について提言する。

記

1 バス事業支援施策の推進について

国においては関係府省庁の連携により、バスが将来にわたって地域住民の日常生活上の移動手段としてだけでなく、持続可能な産業として確立するよう、バス交通施設等整備の促進支援及び車両メーカーと連携した低コスト車両や環境対応車両の開発など、バス事業支援施策を推進すること。

2 地域公共交通活性化・再生総合事業の充実について

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく、地域公共交通活性化・再生総合事業について、補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費の範囲拡大及び事業期間の延長など、制度の充実を図るとともに、地域が主体的に実施する公共交通利用促進策に対しても、柔軟な制度の運用を行うこと。

3 コミュニティバス車両への移動円滑化基準の弾力的な運用について

コミュニティバス等で使用する車両については、運行する地域や目的に応じ、地域公共交通会議での合意が得られる場合は、車椅子未対応車の使用を可能にするなど、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動円滑化基準への適用に関する緩和措置を講じること。

4 バス運行対策費補助金について

生活バス交通の維持・確保による公共交通ネットワークの構築のためには、国と地方自治体が連携してバス路線維持に取り組む必要があり、国のバス運行対策費補助金については、補助対象路線の要件緩和や補助対象経費の拡大など、補助制度の拡充を行うこと。

5 地方バス路線運行維持への財政措置について

自治体の地方バス路線の運行維持に要する経費に係る特別交付税措置について、算定時の適用乗率に上乘せ措置を講じること。